

## ◎新潟県告示第888号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 百川・九日市特定猟具使用禁止区域

#### (1) 目的

危険防止のため

#### (2) 区域

村上市九日市地内の広域農道下越中部線の公園橋を起点とし、ここから市道小口川13号線を北に進み、県道岩船町停車場・岩船線と通称笛吹川支川排水路との交点に至る。ここから同排水路を北に進み、市道今宿小口川線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、JR羽越本線の笛吹踏切に至る。ここから鉄道に沿って南に進み、村上市牧目地内の小色部踏切に至る。ここから市道桃川牧目線を西に進み、広域農道下越中部線との交点に至る。ここから同農道を北に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

#### (3) 面積

55ヘクタール

#### (4) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

#### (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

### 2 上吉野特定猟具使用禁止区域

#### (1) 目的

危険防止のため

#### (2) 区域

上越市上名柄地内の県道上越頸城大湯線と国道253号線との交点を起点とし、同所から同国道を東進し市道石川岡沢線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道下青野下吉野線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道下青野下五貫野線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道岡沢1号線との交点に至り、同所から同市道を東進し農道との交点に至り、同所から同農道を東進し保倉川遊水池の周回道路に至り、同道路を北西へ進み保倉川左岸に至り、同左岸を東進し県道新井柿崎線に至り、同所から同県道を約1,500メートル南西に進み農道との交点に至り、同所から同農道を約200メートル西進して農道との交点に至り、同所から同農道を北進して上吉野池沿いに進み市道沖柳石川線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道石川岡沢線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道石川上名柄線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道長岡新田上名柄線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道上越頸城大湯線との交点に至り、同所から同県道を北進して起点に至る線により囲まれた区域とする。

#### (3) 面積

180ヘクタール

#### (4) 存続期間

令和3年11月1日から令和8年10月31日まで

#### (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器